

# 「光の道」構想実現に向けて 骨子(案)

グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース  
「過去の競争政策のレビュー部会」  
「電気通信市場の環境変化への対応検討部会」

平成22年11月22日

## 目次

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| 第1章 「光の道」構想の推進 .....                 | 1  |
| 第2章 未整備地域における「ICT利活用基盤」の整備の推進 .....  | 2  |
| 第3章 NTTの在り方を含めた競争政策の推進 .....         | 3  |
| 第1節 競争政策の在り方 .....                   | 3  |
| (1) アクセス網のオープン化等の在り方 .....           | 3  |
| (a) 設備競争の促進(線路敷設基盤の開放等) .....        | 3  |
| (b) サービス競争の促進(加入光ファイバ接続料の見直し) .....  | 4  |
| (2) 中継網のオープン化の在り方 .....              | 5  |
| (3) ボトルネック設備利用の同等性確保の在り方 .....       | 6  |
| (a) NTT東西の組織形態の在り方 .....             | 7  |
| (b) 機能分離等 .....                      | 9  |
| (c) NTT東西の業務範囲の在り方 .....             | 10 |
| (4) ユニバーサルサービスの在り方 .....             | 11 |
| (a) 移行期におけるユニバーサルサービス制度の在り方 .....    | 11 |
| (b) 「光の道」実現後のユニバーサルサービス制度の在り方 .....  | 11 |
| (5) 今後の市場環境の変化への対応 .....             | 12 |
| 第2節 今後の検証 .....                      | 12 |
| 第4章 規制改革等によるICT利活用の促進 .....          | 13 |
| (1) ICTの利活用を妨げる制度・規制の見直し等 .....      | 13 |
| (2) 安心・安全な利用環境の実現、デジタルリテラシーの向上 ..... | 13 |

# 「光の道」構想実現に向けて 骨子(案)

## 第1章 「光の道」構想の推進

- 各国の情報通信市場では、1990年代から携帯電話やインターネットの商用サービスが本格的に開始され、近年では、IP化、ブロードバンド化、モバイル化が進み、その取り巻く環境は一層大きく変化してきている。
- 我が国における近年の環境変化については、インフラ・ネットワーク面に着目すると、メタル回線から光ファイバへ、PSTN（電話網）からIP網へ移行が始まっている。また、無線系では、携帯電話系システムと無線LAN系の双方のシステムが発展を続けている。
- また、インフラ・ネットワーク面での発展が、サービス面にも大きな影響を与えている。例えば、FTTHは、平成20年6月にADSLを逆転し、平成21年度末時点で1,780万契約に達している。また、携帯電話は、平成22年8月末時点で1億1,480万契約に達し、そのうち第3世代携帯電話契約数は98%に及んでいる。
- さらには、インフラ・ネットワークの発展により、上位レイヤーの新たな市場が形成されてきている。動画・音楽配信サービス、動画投稿サイト、電子商取引、ブログ・SNS等からクラウドサービスまで、多彩なサービス・アプリケーションが次々に登場し、また、携帯電話市場では、スマートフォンが急速な普及を見せている。
- このように、整備されたブロードバンドインフラ上に多彩なサービス・アプリケーションが登場、利用され、それがインフラの更なる高度化を促すというような、インフラとサービス・アプリケーションの有機的な連携が、情報通信市場の発展に不可欠となってきていると言える。
- また、諸外国においては、超高速ブロードバンド基盤の整備を中心とするブロードバンド政策が国家目標として設定され、積極的な取組が進められており、我が国も、「光の道」構想を推進し、引き続き世界を先導するようなICT環境を構築することが求められている。
- 具体的な政策の在り方は、以下のように考えられる。
  - ・競争政策の一層の推進が、市場の活性化、インフラ整備の促進、利活用の向上につながるものとする。インフラの技術革新や魅力あるサービス等の開発・導入も、インフラ整備に競争が存在して初めて実現されるものである。

- ・他方、民間事業者の競争によるインフラ整備が期待しにくい過疎地域には、競争政策を補完するものとして、国・地方が支援措置等の一定の役割を担うことにより、インフラ整備とその利活用を進めることが必要となる。
- ・また、我が国は、超高速ブロードバンド基盤は世界最高水準であるものの、その利活用については課題を有しているため、医療、教育、行政等の分野において、利活用を阻害する制度・規制等の抜本的な見直しを図ることにより、利活用の向上を図ることが必要である。

■したがって、「光の道」構想の実現のためには、以下の 3 本柱の政策を推進していくことが適当である。

- ① 未整備地域における「ICT利活用基盤」の整備の推進
- ② NTTの在り方を含めた競争政策の推進
- ③ 規制改革等によるICT利活用の促進

## **第2章 未整備地域における「ICT利活用基盤」の整備の推進**

■超高速ブロードバンド基盤については、平成22年3月末時点で、整備率は約90%であり、残り約10%の世帯では未整備の状況にあるが、これら未整備世帯への基盤整備に当たっては、競争環境の中での民間主導による整備を原則とすることが適当である。

■ただし、超高速ブロードバンド基盤の未整備地域の基盤整備には、多大な整備コスト（NTT東西試算では、約1.5兆円）が想定され、短期的には採算ベースでの整備が困難と想定されることから、基盤整備を加速化するインセンティブを付与することが必要である。

■公設民営方式は、これまでも一定の成果を挙げてきており、超高速ブロードバンド基盤の整備促進に当たっても、国の支援策として、公設民営方式を基本とすることが適当である。

その上で、整備した基盤の利活用を促進する観点から、地方公共団体等が基盤整備を行う際には、医療、教育、行政等の公共アプリケーションの導入と一体的な整備を行うこととし、国が財政支援等を講じる際には、そのような利用促進を前提とすることが適当である。

### **第3章 NTTの在り方を含めた競争政策の推進**

NTTの在り方を含めた競争政策の在り方を検討する上での基本的な考え方として、次の2点が挙げられるのではないかと。

- ① 基幹的な事業者であるNTTと競争事業者との間の一層の公正競争条件を確保すること。これにより、サービスの高度化・多様化と料金の低廉化を促すこと
- ② 既存の制度・ルールを見直し、NTTを含む電気通信事業者が技術革新の成果を迅速に取り入れ、消費者ニーズに的確に応えられるようにすること

これらの基本的な考え方に基づき、本タスクフォース「過去の競争政策のレビュー部会」「電気通信市場の環境変化への対応検討部会」（以下「合同部会」という。）として、以下の課題について講ずべき政策を提言することが適当ではないかと。

- ① アクセス網のオープン化等の在り方
- ② 中継網のオープン化の在り方
- ③ ボトルネック設備利用の同等性確保の在り方
- ④ ユニバーサルサービスの在り方
- ⑤ 今後の市場環境の変化への対応

#### **第1節 競争政策の在り方**

事業者間の競争促進の形態としては、設備競争とサービス競争の2つが存在するが、これまでの競争政策は、設備競争とサービス競争の適切なバランスを図りながら推進されてきたところである。

##### **(1) アクセス網のオープン化等の在り方**

###### **(a) 設備競争の促進（線路敷設基盤の開放等）**

■ サービスの発展と利用率の向上を実現するためには、インフラの高度化やICTの利活用促進によるサービス・アプリケーションレベルでの技術革新を図るとともに、料金の低廉化やサービスの多様化を推進することが適当であることから、サービス競争とのバランスを図りながら、線路敷設基盤の開放やアクセス網の多様化の推進等により設備競争の促進を行うことが必要ではないかと。

■ 線路敷設基盤の開放については、線路敷設基盤保有者と設備競争に参入しようとする事業者との間で、線路敷設基盤の物理的な制約等により利用の同等性を完全に確保することが困難である実態等にあることから、更なる開放に向けて検討することが適当ではないかと。

■ また、移動通信事業は、限られた周波数の割当を受けて行うものであるため、原則として自ら鉄塔等の線路敷設基盤を整備して事業展開を図ることが必要であるが、鉄塔等を設置する物理的なスペースが限られている場合等もあることから、課題解決に向けて更なる取組を検討することが適当ではないか。

■ また、アクセス網の多様化の推進という観点からは、ワイヤレスブロードバンドの整備・普及に向け、国は、大胆な周波数の再配分を行うことが必要ではないか。このため、早期の周波数再編を実現するため、ワイヤレスブロードバンド事業者による既存の周波数利用者の移行コストの負担の在り方について、市場原理を活用した制度を検討することが適当ではないか。

(b) サービス競争の促進（加入光ファイバ接続料の見直し）

■ 事業者間競争を促進する上では、設備競争に加え、サービス競争の促進も重要である。競争事業者は、NTT東西のボトルネック設備（加入光ファイバ等）を利用してサービス提供することが不可欠であるため、NTT東西の接続料の低廉化等は、事業者間競争を活性化し、利用者料金の低廉化を促進する上で重要ではないか。

■ 本合同部会で実施したヒアリング等においても、競争事業者から、接続料設定のスキームの見直しなど、加入光ファイバ接続料の低廉化を求める意見が述べられている。他方、設備設置事業者からは、現行スキーム以上の光ファイバのオープン化は、インフラ整備のインセンティブ低下をもたらし、技術革新や多様なサービス提供の妨げになるとして、反対の意向が示されている。

■ NTT東西の加入光ファイバについては、現在、①シェアドアクセス方式（局外スプリッタにおいて1芯を最大8つに分け、分岐端末回線と接続する方式：戸建て向け）、②シングルスター方式（加入ダークファイバ1芯に直接接続する方式：マンション・集合住宅向け）により提供されている。

■ シェアドアクセス方式における加入光ファイバの接続料は、現在1芯単位で接続料が設定されているが、利用実態を踏まえた接続料低廉化の具体的な方策として、分岐回線単位の接続料設定を求める意見が提案されている。

1芯単位での接続料設定と分岐回線単位での接続料設定には、それぞれ以下のようなメリット・デメリットが考えられる。

① 1芯単位の接続料設定は、相対的には設備競争に配慮した方式であるが、少ない分岐回線のみ利用する事業者にとっては割高となる。

② 分岐回線単位の接続料設定は、利用分岐回線分だけのコスト負担となるため、サービス競争が促進されると考えられるが、設備競争への影響や効率的な利用

のインセンティブが低下するといった懸念が想定される。

- 超高速ブロードバンドのインフラ整備率が90%を超える中で、利用率が30%強という状況やF T T H市場におけるN T T東西のシェアが依然上昇傾向（約75%）にあることから、設備競争への影響やN T T東西に過度の経済的負担と投資リスクを負わせることのないように配慮しながら、加入光ファイバ接続料の低廉化を図り、今後のF T T H市場の活性化を図ることは極めて重要ではないか。
- 加入光ファイバ接続料算定の在り方については、総務省及び関係事業者において、分岐回線単位での接続料設定を含め、接続料算定方法の見直しに向けた具体的な検討を開始することが適当ではないか。その際には、設備競争とサービス競争のバランスの観点から、接続事業者が設備投資のリスクを応分に負担するとともに、設備設置事業者による品質確保型サービスの多様化などを含む技術革新や新サービスの迅速な提供への阻害要因とならないような配慮を行うこと等により、設備競争への影響等に十分に留意することが適当ではないか。

## （2）中継網のオープン化の在り方

- サービス競争を活性化するためには、多様な電気通信事業者やコンテンツ配信事業者等が、他の電気通信事業者の設備を柔軟に利用できることが必要であり、特に、他事業者にとって事業展開上不可欠となるN T T東西のボトルネック設備について、柔軟な利用形態を実現するための適切なアンバンドル措置が講じられることが必要ではないか。
- N T T東西が構築した次世代ネットワーク（NGN）は、ボトルネック性のある加入光ファイバと一体として構築され連携して機能しており、P S T Nと比較して、サービス競争が困難となる特性を有している。今後、NGNが、我が国の基幹的な中継I P網になると考えられる中で、多様な電気通信事業者やコンテンツ配信事業者等が多様なサービスを柔軟に提供できるように適時適切にオープン化されることが重要となるのではないか。
- この点、N T T東西は、本年11月2日に公表した概括的展望において、設備の寿命等を考慮した上で、P S T Nの計画的なマイグレーションを実施する考えを提示しているが、P S T Nのマイグレーションに当たっては、その早期実現を図る観点からも、現行のNGNにおいて実現していないサービス・機能（番号ポータビリティ機能等）等の扱いを整理することが必要となるのではないか。
- また、利活用の促進のためには、多様な事業者により、多様なコンテンツ・ア

アプリケーション等が提供されることが重要であり、また、情報通信産業をレイヤー別に見た場合、上位レイヤーの市場成長率の伸びが著しく、特にプラットフォームレイヤーの戦略的重要性が認識されてきていること等から、NGNの通信プラットフォーム機能（認証・ネットワーク制御機能等）のオープン化の検討が必要となるのではないか。

- 以上のことから、NGNにおいて、他事業者が競争的サービスを提供可能とするとともに、多様な事業者による多様なコンテンツ・アプリケーション等を提供可能とするため、総務省及び関係事業者において、NGNにおける通信プラットフォーム機能の在り方や、PSTNで実現していた機能・サービスの取扱いを含め、NGNにおいて実現すべきアンバンドル機能・サービスやマイグレーションに伴う課題等について速やかに検討を開始することが適当ではないか。

### （3）ボトルネック設備利用の同等性確保の在り方

- 公正な競争環境を整備するためには、アンバンドルされたボトルネック設備を自ら利用する場合と他事業者が利用する場合との同等性が確保されていることが必要ではないか。
- 現行制度においては、NTT東西に対して、ボトルネック設備の利用の同等性を確保するための一定の措置（接続約款の認可、接続会計の整理、禁止行為規制等）が講じられているが、競争セーフガード制度の検証の中でも、電話移転転居手続に併せた116番窓口（総合受付窓口）での光サービスの営業など、公正競争上の問題が指摘されていたところである。更に、平成21年11月に、NTT西日本において接続情報の目的外利用の事案が判明し、この点について、本合同部会におけるヒアリングでは、NTT東西のボトルネック設備保有部門と利用部門の間における構造的措置が必要という意見も出されている。



■ このため、ボトルネック設備利用の同等性を一層確保する措置を講じることが必要と考えられるのではないかと。その手法としては、大別すると、

① N T T東西の組織形態の見直しにより実現する方法【構造的措置】

1) 資本分離（完全分社化）（ボトルネック設備保有部門をN T Tグループから完全に別会社化する方法）

2) 構造分離（グループ内分社化）（ボトルネック設備保有部門をN T T持株会社のもとに別会社化する方法）

② N T T東西の組織形態の見直しは行わずに実現する方法【非構造的措置】

3) 機能分離（N T T東西のボトルネック設備保有部門と他部門との間で、人事・情報・会計等のファイアウォールを厳格化する方法）

の3案が考えられることから、以下、ボトルネック設備保有事業者（N T T東西）と他事業者間におけるボトルネック設備利用の同等性に関する実効性確保の在り方として、資本分離、構造分離、機能分離の3案について検討することが適当ではないかと。

（a）N T T東西の組織形態の在り方

■ N T T東西の組織形態の在り方は、上記のボトルネック設備利用の同等性確保の観点を含め、多角的・総合的に判断する必要があるのではないかと。具体的には、本合同部会としては、①設備競争、サービス競争の促進、②国民のアクセス権の保障、③グローバル競争への対応、④N T T株主への影響、⑤実現のための時間、コスト、⑥「光の道」整備促進の観点から評価を行うこととし、それぞれの観点における考え方は、以下のとおり、まとめることができるのではないかと。

【考え方】

① 設備競争、サービス競争の促進

サービス競争については、ボトルネック部門とそれ以外の部門とのファイアウォールが徹底されるほど、公正競争条件が厳密に確保され、サービス競争は進展するのではないかと。

構造的措置・非構造的措置いずれも、設備競争に与える影響は、概ね中立的であると考えられるが、分離アクセス会社に光ファイバ整備について特別な役割を与える場合には、インフラ整備の独占化や設備競争の減退の可能性は高まるのではないかと。

② 国民のアクセス権の保障

国民のアクセス権については、ユニバーサルサービス制度により最終的な保障手段を確保することとなると考えられるが、いずれの経営形態においても、当該制度の設計次第で同様の効果を生じさせることは可能ではないかと。

③ グローバル競争への対応

多様化するグローバルな競争に対応するためには、財務体力、資金調達力、労働力、技術力、機動力、決断力等様々な要素が影響してくると考えられ、グローバルな競争に必要な要素を一義的に定義づけることは困難ではないか。経営形態の在り方のみから一概にその優劣を判断することは困難であり、どういふ経営形態であるにせよ、当該事業者及びその他のプレーヤーが市場において競争にさらされることにより、グローバル市場における競争に対応できるような総合的な経営力の向上が図られるのではないか。

④ N T T株主への影響

N T Tには、約 100 万人の個人株主や機関投資家等が存在しており、組織再編のためには、株主利益への配慮は当然に求められるのではないか。アクセス分離に対する株主への影響については、経営形態以外の全体の制度設計にもよるが、加入光ファイバ網が、投資回収フェーズに入っている点にも留意する必要があるのではないか。また、分社化の程度が強まるほど、既存株主への影響は大きくなるのではないか。

⑤ 実現のための時間、コスト

平成 11 年の N T T再編時及び諸外国の事例等を参考とすれば、構造的な措置を行わず、ファイアウォールの強化など機能分離による場合には、比較的短期間での実現が見込まれるが、N T T東西の資産を移管し別会社を創設する場合には、法案成立時点から 2 年程度の期間は必要となることが想定される。また、相応の会社分割コストも発生するものと想定されるのではないか。

⑥ 「光の道」整備促進

「光の道」整備促進の観点からは、いずれの経営形態も概ね中立的であると考えられるが、別会社化の場合には、自ら小売サービスを行わないインフラ整備専門会社に対し、光ファイバの投資インセンティブ、ネットワーク高度化へのインセンティブ、安全・信頼性向上へのインセンティブを如何に確保するかが課題になるのではないか。

なお、諸外国のアクセス会社の例は、光ファイバの整備が進まないことを背景に、当該国政府が新会社を設立し、そこに特別な役割を与えることで光ファイバ整備を進めようとするものであり、N T Tその他の民間事業者が積極的に光ファイバ整備を進めている我が国とは、背景事情が異なるのではないか。

■ サービス競争の促進の観点からは、資本分離や構造分離も考え得るが、以上の観点を総合的に判断すると、本合同部会としては、N T T東西のボトルネック設

備保有部門について「機能分離」を行うことが、現時点においては、最も現実的かつ効果的と考えられるのではないか。

- この関連で、通信事業者 1 社から提案されている光アクセス会社構想（N T T 東西のアクセス回線部門を資本分離して光アクセス会社を設立し、5 年間かけて需要に関わらず計画的に光回線整備・メタル回線の巻取りを実施）については、事業成立の可能性（光ファイバ投資額、アクセス回線維持費、バランスシート、工事力の確保等）及び上述のメタルから光へのマイグレーションに係る諸課題を踏まえると、不確実性が高いのではないか。

## （b）機能分離等

### （機能分離）

- 機能分離を導入する場合は、金融機関に対するファイアウォール規制など他業界の取組も参考にして、ボトルネック設備へのアクセスに関する N T T 東西の他の部門と他事業者との同等性を確保するための厳格なファイアウォール措置を構築させることが適当ではないか。
- ファイアウォールを設ける電気通信設備の範囲については、大きく以下の 2 つのオプションが考えられるのではないか。
  - ① アクセス網（集線装置等を含む。以下同じ。）のみを対象とするもの
  - ② 現在の第一種指定電気通信設備の範囲（アクセス網+中継網）を対象とするもの
- これら 2 つのオプションについては、
  - ① 今後の我が国の基幹的な中継網になると考えられる N G N は、加入光ファイバと一体的に構築され、連携して機能すること
  - ② このため、アクセス網及びそれと一体として設置される電気通信設備の総体をボトルネック設備と捉えることが適当であることから、オプション②を軸に検討することが適当ではないか。

### （子会社等との一体経営への対応）

- 現行のドミナント規制は、N T T 東西を規制対象としているが、N T T 東西は、経営効率化の観点から、営業・保守等の業務について県域等を単位とするアウトソーシング子会社（県域等子会社）に委託しており、このような業務運営の実態に規制が適切に対応していないと、ボトルネック設備利用の同等性を確保するための措置の実効性が確保されないおそれがあるのではないか。
- 現状では、先般の N T T 西日本及びその県域等子会社で行われた情報の目的外

利用の事案のように、現行のボトルネック設備利用の同等性確保のための規制が遵守されていないケースが発生しており、子会社等に業務を委託した場合には、NTT東西に課されている規制を適用することができず、事実上、潜脱行為を防止できない状態にあるのではないか。

- この点、子会社等へのアウトソーシング自体は、経営の効率性の観点等から行われており、出資、業務委託を制限するような措置を講じることは望ましくないため、禁止行為規制の実効性を確保する観点から、NTT東西に対し、現行行為規制の内容を委託先子会社等にも遵守させるための措置を講じることが適当ではないか。

#### (c) NTT東西の業務範囲の在り方

- NTT東西の特殊会社としての地位については、現在、固定電話の加入者が減少し、IP電話の加入者が増加するという過渡的な状態であることを踏まえると、国民の最低限の通信の権利としての電話の役務を確保する観点から、その位置付けを維持し、引き続きあまねく電話の責務を課することが適当ではないか。

- NTT東西の業務範囲については、NTT法により、地域電気通信業務を本来業務とすることとされているが、NTT東西が本来業務を営むための設備、技術及び職員を活用して行う電気通信業務（いわゆる活用業務）等についても、本来業務の円滑な遂行及び公正競争の確保に支障を及ぼさないとの条件の下に、総務大臣の認可を受けて行うことができることとされている。

この認可を受けて、NGN等によるFTTH、ひかり電話の県間サービス等が実施されているが、活用業務制度については、競争事業者から、NTT法の本来の趣旨を形骸化するものであり、NTT東西の業務範囲の限定化が必要であるとの指摘がなされている。

- 他方、グローバル化、IP化、ブロードバンド化等への積極的な対応を可能にするとともに、ICTの利活用を促進し、ブロードバンドの普及を図る観点からは、機能分離や子会社等との一体経営への対応等により更なる公正競争確保を図った上で、公正競争確保に支障が生じない範囲内で、市場の環境変化や消費者ニーズに迅速に対応できるよう必要な制度の見直しを行うことについては、一定の合理性があるのではないか。

- なお、NTT東西の二社体制については、事業者間競争が一層促進され、公正競争環境上の懸念が払拭された場合、将来的には見直しの検討を行うことも必要と考えられるが、現時点でNTT東西を統合することは、競争に与える影響、市

場に与える影響等も懸念されることから、NTT東西の二社体制は引き続き存置することが適当ではないか。

#### (4) ユニバーサルサービスの在り方

##### (a) 移行期におけるユニバーサルサービス制度の在り方

- 本年7月、総務省において、ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期におけるユニバーサルサービス制度の在り方について、情報通信審議会に諮問が行われ、10月に公表された答申(案)では、移行期におけるユニバーサルサービスの対象としては、従来と同様、いわゆる「電話」とすることが適当との考えの下、ユニバーサルサービスの対象となる光IP電話の範囲については、基本料額が現行の住宅用加入電話基本料額の範囲を大きく上回らない光IP電話とし、当該光IP電話のコストは、当面補てんしない(従来どおり、加入電話の維持コストを補てん)こととされている。
- 今回の制度見直しにより、メタルと光の二重投資の回避が可能となり、「光の道」構想の推進に寄与することが期待される。ただし、現状では、上記要件に該当する光IP電話の提供地域は限定的であり、今後、より広範な地域で提供されることが期待される。答申(案)にもあるとおり、光IP電話の今後のサービスの提供状況や利用動向等を踏まえ、適時適切にユニバーサルサービスの対象範囲等の見直しの検討が行われることが望ましい。

##### (b) 「光の道」実現後のユニバーサルサービス制度の在り方

- ユニバーサルサービス制度は、全国におけるサービスの適正、公平、かつ安定的な提供を維持するための制度であり、ブロードバンドが全国に普及していない現時点において、直ちに「ブロードバンドアクセス」をユニバーサルサービスの対象として取り扱うのは時期尚早であると考えられる。
- しかしながら、ブロードバンドサービスの利用が大きく向上した際には、電話を念頭に置いた現行のユニバーサルサービス制度の枠組みを抜本的に見直すことが必要と考えられ、そのための課題も多岐にわたるものと考えられる。
- 今回の「光の道」構想の実現に向けた各種取組により、光化、IP化の加速的な進展が期待される場所であるが、そのような急速な市場環境の変化に対応できるように、総務省として適時適切に制度の見直しに取り組むことが必要ではないか。とりわけ、ユニバーサルサービス制度は、その在り方によって国民利用者

に大きな影響を及ぼす政策であることから、国民利用者の視点を常に意識した上で、国民的コンセンサスを得ながら検討していくことが必要ではないか。

## (5) 今後の市場環境の変化への対応

- 電気通信市場では、近年、①固定通信市場と移動通信市場の差異が希薄化、②モバイルインターネットの普及・高度化やNGNの導入等により、上位レイヤー市場が発展、③アクセス網の光化、中継網のIP化が進展する一方、メタル回線、PSTNも並存する、といった環境変化が進展している。
- 現行のドミナント規制は、法律上、あらかじめ固定通信市場と移動通信市場の二つに市場を画定した上で、原則ボトルネック設備のシェアに着目して市場支配力を判定し、それに応じて、導入すべき規制が定められている。
- 市場環境の変化を踏まえ、EUにおいて導入されているような総合的な市場支配力に着目した規制（いわゆるSMP（Significant Market Power）規制）を導入すべきとの意見もあるところ、SMP規制は、市場を如何に画定するかで規制対象及び規制の内容が大きく異なるため、法律上規制対象及び規制内容を明確にしている現行の仕組みに比べて、規制の予見性が低いとの指摘もあるが、ボトルネック性以外の要素にも着目して市場支配力を判断し、その状況に応じた規制を柔軟に課すことができるという利点を有しているのではないか。ただし、その導入に当たっては、ボトルネック規制も含めて規制全般の抜本的な見直しが必要になることが想定されるため、十分な検討が求められるのではないか。
- ヒアリング等において、関係事業者から述べられた具体的事例をみても、子会社等との一体経営への対応を求めるものが多いことから、まずはその対応を行うことが必要ではないか。
- その上で、SMP規制については、モバイル市場や上位レイヤー市場を含めた今後の情報通信市場の変化を踏まえ、より適正な規制の在り方を継続的に検討する観点から、引き続き検討を行うことが適当ではないか。

## 第2節 今後の検証

NTTの在り方を含めた今回の競争ルールに関する措置は、「光の道」構想を実現する観点から、現時点で最も適切であると判断できるものを盛り込んだものであるが、今後の環境の変化に適切に対応するため、競争セーフガード制度や競争評価制度の運用等を通じて、規制の遵守状況、市場の競争状況や「光の道」構想に関する

取組状況等を継続的に検証することにより、その有効性・適正性を検証し、適時適切に見直していくことが適当ではないか。

#### **第4章 規制改革等によるICT利活用の促進**

##### (1) ICTの利活用を妨げる制度・規制の見直し等

- 医療、教育、行政等のあらゆる分野におけるICTの利活用を促進する観点から、ICTの利活用を妨げる各種制度・規制等の徹底的な洗い出しを行い、それらの抜本的な見直しを行うことが適当である。
- また、関係事業者においては、教育機関向けのブロードバンド料金の設定などの料金・サービス面での普及策の導入や、より一層使いやすいブロードバンド向け端末の開発などの努力が期待される。

##### (2) 安心・安全な利用環境の実現、デジタルリテラシーの向上

- 総務省においては、ブロードバンドの普及に伴い、消費者が新たなトラブルに巻き込まれることがないように、インターネット上の違法・有害情報対策等の一層の強化や個人情報の保護と情報の利活用の両立等の施策に引き続き取り組むことが適当である。
- また、子供から高齢者、チャレンジドまで、それぞれの年齢層等に応じたデジタルリテラシー教育の実施等、デジタルリテラシー向上に向けた措置を講じることが適当である。